



「平成28年度臨時福祉給付金および障害・遺族基礎年金受給者向け給付金」の申請はお済みですか

平成28年度の給付金の申請をしていない人は、早めに申請の手続きをしてください。申請期限までに申請をしないと、給付金が受給できなくなります。

市では9月29日以降、給付金の対象となる可能性のある人に通知を発送しています。該当すると思われる人で申請書が届いていない人は、臨時福祉給付金コールセンターまで問い合わせください。

申請期限 2月2日(木)
[当日消印有効]

■平成28年度臨時福祉給付金
対象 平成28年1月1日時点で古河市に住民票があり、平成28年度の住民税(均等割)が非課税の人
※ただし、住民税が課税されている人の扶養親族等になっている場合や、生活保護受給者、また支給決定までの間に亡くなられた人も対象になりません。

給付額 対象者1人につき3,000円

■障害・遺族基礎年金受給者向け給付金

対象 平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者で、平成28年

5月分の障害・遺族基礎年金を受給している人

※ただし、高齢者向け給付金を受給した人は対象外です。

給付額 対象者1人につき3万円
【以下共通】

※書類の不備等で申請書が戻された人は、至急添付書類を添えて手続きしてください。2月2日(木)までに返送がない場合、給付金の申請はなかったものとみなします。ご注意ください。

※申請書受理から振り込みまでは、2~3カ月程度かかります。

問 臨時福祉給付金コールセンター(総和福祉センター「健康の駅」) ☎91-5615

保険税・料の納付済額確認書を送付します

確定申告や住民税の申告では、平成28年中に納めた国民健康保険税、後期高齢者医療保険料および介護保険料の納付額を社会保険料として所得から控除できます。

市では、金融機関等の窓口における現金納付または口座振替によって納付していただいた額を記載した納付済額確認通知書(申告用)を、1月末に被保険者の世帯に郵送します。

各保険税・料が年金から天引きされた分については、毎年1月中旬に日本年金機構等の年金支給者から送付される源泉徴収票をご利用ください(障害者年金、遺族年金を除く)。

早めに納付額を確認したい人は、窓口で交付します。

持参物 申請者(来庁者)の印鑑、運転免許証などの身分証明書

※世帯主(納税義務者)本人もしくは同居の親族以外が申請に来る場合、委任状が必要です。

申請窓口

【国民健康保険税、後期高齢者医療保険料】
㊦国保年金課、㊧市民総合窓口課、㊨市民総合窓口室

【介護保険料】
介護保険課(総和福祉センター「健康の駅」)
㊩市民総合窓口課、㊦㊨市民総合窓口室



注意事項

納付済額確認書は、申請日時点で確認できる金額となります。その年の最終納期前に納付済額確認書を交付する場合は、確認できる金額と別に見込額を併記します。

なお、納付書で納付されている場合は、金融機関からのデータ反映に時間がかかりますので、申請日から約2週間以内に納付された人は申し出てください。

(注1) 国民健康保険税の納税義務者は世帯主であるため、加入している家族個人ごとの納付済額確認書は発行できません

(注2) 40歳~64歳の人介護保険料は、ご加入の医療保険に含まれています

(注3) 電話による納付額の回答はできません

問 **【国民健康保険税、後期高齢者医療保険料】** ㊦国保年金課 ☎22-5111

【介護保険料】 介護保険課(総和福祉センター「健康の駅」) ☎92-4921